

適正規模・適正配置に対する考え方について

1. 木更津市における適正規模の考え（現状）

(1) 適正規模（木更津市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針）

小学校	1 2 学級から 1 8 学級（1 学年 2 ～ 3 学級）
中学校	9 学級から 1 8 学級（1 学年 3 ～ 6 学級）

〔理由〕

小中学校ともに全ての学年において、学習内容に適した集団編成（少人数教育）やクラス替えが可能となり、より効果的な学校行事等諸活動が行える下限の規模として小学校 1 2 学級、中学校 9 学級とする。

9 学級以上の学級を有する中学校については、千葉県教職員配置基準に基づき全教科免許状所有教員及び 5 教科（国・数・理・社・英）の複数教員の配置が可能です。

※資料 1 6 参照

2. 法律における適正規模の考え方

(1) 学校教育法施行規則〔昭和二十二年五月二十三日文部省令第十一号〕

〔学級数〕

第四十一条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

〔準用規定〕

第七十九条 第四十一条から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十四条から第六十八条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第四十二条中「五学級」とあるのは「二学級」と、第五十五条から第五十六条の二までの規定中「第五十条第一項」とあるのは「第七十二条」と「第五十一条」とあるのは、「第七十三条（併設型中学校にあつては第百十七条において準用する第百七条、連携型中学校にあつては第七十六条）」と、「第五十二条」とあるのは、「第七十四条」と、第五十五条の二中「第三十条第一項」とあるのは、「第四十六条」と、第五十六条の三中「他の小学校又は特別支援学校の小学部」とあるのは、「他の中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」と読み替えるものとする。

(2) 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令
〔昭和三十三年六月二十七日政令第百八十九号〕

〔適正な学校規模の条件〕

第四条 法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 学級数がおおむね十二学級から十八学級までであること。
- 二 通学距離が、小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校にあつてはおおむね六キロメートル以内であること。
- 2 五学級以下の学級数の学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合には、同項同号中「十八学級」とあるのは、「二十四学級」とする。
- 3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第一項第一号又は第二号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第一号又は第二号も掲げる条件に適合するものとみなす。

3. 文部科学省に見る適正規模の考え方

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引きより引用

〔平成27年1月27日〕

(1) 望ましい学級数の考え方

①小学校

小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上（6学級以上）であることが必要となります。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上（12学級以上）あることが望ましいものと考えられます。

②中学校

中学校についても、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上（6学級以上）が必要となります。また、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましいものと考えられます。

(2) 学校規模の標準（12～18学級）を下回る場合の対応の目安

①小学校

○ 1～5学級：複式学級が存在する規模

おおむね、複式学級が存在する学校規模。学校全体の児童数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

○ 6学級：クラス替えができない規模

おおむね、複式学級はないがクラス替えができない学校規模。一般に教育上の課題があるが、学校全体及び各学年の児童数に大きな幅があり、児童数が少ない場合は特に課題が大きい。このため、児童数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

○ 7～8学級：全学年ではクラス替えができない規模

おおむね、一つ又は二つの学年以外でのクラス替えができない学校規模。学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。今後の児童数の予測を踏まえ、将来的に複式学級が発生する可能性が高ければ、6学級の場合に準じて、速やかな検討が必要である。

○ 9～11学級：半分以上の学年でクラス替えができる規模

おおむね、全学年でのクラス替えはできないものの半分以上の学年でクラス替えができる学校規模。学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、児童数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

②中学校

○ 1～2学級：複式学級が存在する規模

おおむね、複式学級が存在する学校規模。学校全体の生徒数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する

必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

○3学級：クラス替えができない規模

おおむね、複式学級はないがクラス替えができない学校規模。一般に教育上の課題があるが、学校全体及び各学年の生徒数に大きな幅があり、生徒数が少ない場合は特に課題が大きい。このため、生徒数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や代替策を積極的に検討・実施する必要がある。

○4～5学級：全学年ではクラス替えができる学年が少ない規模

おおむね、一つ又は二つの学年以外でのクラス替えができない学校規模。学校全体及び各学年の生徒数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。今後の生徒数の予測等を踏まえ、将来的に複式学級が発生する可能性が高ければ、3学級の場合に準じて、速やかな検討が必要である。

○6～8学級：全学年でクラス替えができ、同学年に複数教員を配置できる規模

おおむね、全学年でのクラス替えができ、同学年に複数の教員を配置することができる学校規模。学校全体及び各学年の生徒数も勘案し、学校規模が十分でないことによる教育上の課題を整理した上で、生徒数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

○9～11学級：全学年でクラス替えができ、同学年での複数教員配置や、免許外指導の解消が可能な規模

標準には満たないものの、おおむね、全学年でのクラス替えができ、同学年に複数の教員を配置したり、免許外指導を解消したりすることが可能な学校規模。教育上の課題が生じているかを確認した上で、生徒数予測等を加味して今後の教室環境の在り方を検討することが必要である。

(3) 複式学級の課題

- ①教員に特別な指導技術が求められる
- ②複数学年分や複数教科分の教材研究・指導準備を行うこととなるため、教員の負担が大きい
- ③単式学級の場合と異なる指導順となる場合、単式学級の学校への転出時等に未習事項が生じるおそれがある
- ④実験・観察など長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じる
- ⑤兄弟姉妹が同じ学級になり、指導上の制約を生ずる可能性がある

(4) 学校の適正配置

①通学距離による考え方

徒歩や自転車による通学距離としては、小学校で4 km以内、中学校で6 km以内という基準はおおよその目安として妥当であると考えられる。

②通学時間による考え方

適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、通学時間において、「おおむね1時間以内」を一応の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて1時間以上や1時間以内に設定することの適否も含めた判断を行うことが適当であると考えられる。

4. 学校規模によるメリット・デメリット（裏面）

学校規模によるメリット・デメリット(例)

学校の適性配置に関して都道府県・市町村が作成している計画等を参考に文部科学省において作成

	小規模化		大規模化	
	メリット	デメリット	メリット	デメリット
学習面	<ul style="list-style-type: none"> ○児童・生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。 ○学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 ○1学年1学級の場合、ともに努力してよりよい集団を目指す、学級間の相互啓発がなされにくい。 ○運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。 ○中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい。 ○児童・生徒数、教職員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りにくい。 ○部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力をさらに伸ばしやすい。 ○運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に活気が生じやすい。 ○中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しやすい。 ○児童・生徒数、教員数がある程度多いため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りやすい。 ○様々な種類の部活動等の設置が可能となり、選択の幅が広がりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○全教職員による各児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。 ○学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しにくい。
生活面	<ul style="list-style-type: none"> ○児童・生徒相互の人間関係が深まりやすい。 ○異学年間の縦の交流が生まれやすい。 ○児童・生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。 ○集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。 ○切磋琢磨する機会等が少なくなりやすい。 ○組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○クラス替えがしやすいことなどから、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい。 ○切磋琢磨すること等を通じて、社会性や協調性、たくましさ等を育みやすい。 ○学校全体での組織的な指導体制を組みやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学年内・異学年間の交流が不十分になりやすい。 ○全教職員による各児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。
学校運営面 財政面	<ul style="list-style-type: none"> ○全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。 ○学校が一体となって活動しやすい。 ○施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いにくい。 ○学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いにくい。 ○一人に複数の校務分掌が集中しやすい。 ○教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。 ○子ども一人あたりにかかる経費が大きくなりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○教員数がある程度多いため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた教職員配置を行いやすい。 ○学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いやすい。 ○校務分掌を組織的にくいやすい。 ○出張、研修等に参加しやすい。 ○子ども一人あたりにかかる経費が小さくなりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員相互の連絡調整が図りづらい。 ○特別教室や体育館等の施設・設備の利用の面から、学校活動に一定の制約が生じる場合がある。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者や地域社会との連携が図りやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○PTA活動等における保護者一人当たりの負担が大きくなりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○PTA活動等において、役割分担により、保護者の負担を分散しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者や地域社会との連携が難しくなりやすい。